豊橋市ふるさと寄附金

使い道を決められる！

お礼の品がもらえる！

税金が控除される！

豊橋市出身でなくても
寄附できる！

豊橋市　財務部財政課
〒440-8501　愛知県豊橋市今橋町一番地
TEL：0532-51-2117　　FAX：0532-55-6385
http:// www.city.toyohashi.lg.jp/5223.htm
E-mail：furusato@city.toyohashi.lg.jp

ふるさと納税ってなに?

自治体への「寄附金」です。

ふるさと納税とは、個人が2,000円を超える寄附を行ったとき、確定申告等の手続きを行うことで所得税と住民税が一定額まで控除される制度で、豊橋市では「豊橋市ふるさと寄附金」という名前で受け付けています。

豊橋市へ寄附をすることで「ふるさと豊橋を大切にしたい」「豊橋の発展のために貢献したい」という気持ちをかたちにしてみませんか？

どんなメリットがあるの?

使い道を決められる！

寄附を行うことによって、税金の使い道をご自身で決めることができます。

お礼の品がもらえる！

寄附をいただいたお礼に、豊橋の魅力的な特産品等を贈呈します。

税金が控除される！

確定申告やワンストップ特例の申請を行うことで、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定限度まで所得税と住民税から控除されます。

豊橋市出身でなくても寄附できる！

「ふるさと」と名前がついていますが出身地でなくても寄附をすることができます。複数の自治体に寄附することも可能です。もちろん、豊橋市にも！

お手続きの流れ

1. 寄附の申し込み
2. ご入金
3. お礼の品の受領
4. 寄附金控除の手続き

インターネット申し込みならクレジットカード決済にも対応！

1 寄附の申し込み

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から申し込み

「ふるさとチョイス」内にある豊橋市の寄附金申し込みフォームよりお申し込みください。

豊橋市　ふるさとチョイス　検索

「寄附申出書」の送付による申し込み

「寄附申出書」に必要事項を記載し、豊橋市役所財政課までお送りください。
「寄附申出書」は豊橋市ホームページからダウンロードすることができます。
【送付方法】郵送・FAX・電子メール・市役所財政課窓口へ持参

2 ご入金

ご入金方法は、次のいずれかの方法よりお選びいただけます。

クレジットカード	納付書	口座振込	現金書留	市役所窓口へ持参
「ふるさとチョイス」からお申し込みいただくと、申し込みと同時にクレジットカード決済が可能です。	豊橋市から納付書を発送します。豊橋市指定の金融機関で納付してください。 ※　納付手数料は無料です。	豊橋市より口座番号をお知らせしますのでお振り込みください。 ※　振込手数料は寄附者様のご負担となります。	現金書留で送付してください。 ※　送付に係る費用は寄附者様のご負担となります。	豊橋市役所東館５階　財政課窓口まで現金をご持参ください。 ※　寄附申出書のみの受付となります。

3 お礼の品の受領

ご入金後、１～２か月程度でご希望いただいたお礼の品を発送いたします（季節限定の品を除く）。また、お礼の品とは別に「寄附受理通知書」等を送付いたします。「寄附受理通知書」は確定申告で税金の控除を受ける際に必要ですので大切に保管してください。

4 寄附金控除の手続き

確定申告やワンストップ特例の申請を行うことで、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定限度まで所得税と住民税から控除されます。

確定申告を行う場合

寄附を行った翌年の３月１５日までに、確定申告を行ってください。その際に、豊橋市から送付した「寄附受理通知書」を添付してください。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請する場合

ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わずに寄附金控除が受けられる制度です。
【ワンストップ特例の対象】※すべてを満たす必要があります。
・寄附金控除を受ける目的以外で確定申告を行う必要がない
・ふるさと納税を行う自治体の数が５以下
【申請方法】
・寄附申込時に申請を希望された方へ、豊橋市より申請書を送付します。
　寄附を行った翌年の１月１０日までに申請書と必要書類を豊橋市までご提出ください。

寄附の使い道について

寄附金は、「ふるさと基金」に積み立て、次のメニューのうちご指定の事業に活用します。

1．交流・産業振興に関する事業

国際交流、多文化共生のための事業や、産業の振興と観光資源を活かしたまちづくりに役立てます。

2．健康・福祉に関する事業

子育て支援や健康なまちづくりの推進、福祉の充実に役立てます。

3．教育・文化に関する事業

学校教育の充実や文化的活動の支援、スポーツの振興等に役立てます。

4．水と緑の環境・快適な暮らしの基盤づくりに関する事業

緑豊かなまちづくりや自然環境の保全等に役立てます。

5．安全で住みよい生活づくりに関する事業

交通安全・防犯に関する事業など、安心して生活をおくるための事業に役立てます。

6．その他目的達成のために必要な事業

特定の目的を設定するほか、様々なまちづくりに役立てます。

・動物いきいき！元気なのんほいパーク応援事業

お礼の品について

市民の方・市外の方問わず、1万5,000円以上の寄附をしていただいた方に、お礼の品として豊橋の魅力的な特産品や貴重な体験をお贈りします。お礼の品の詳細は「ふるさとチョイス」をご覧ください。
※お礼の品の贈呈は年度（４月～翌年３月）に１回までとさせていただきます。

寄附金額	お礼の品
15，000円 以上	豊橋の魅力的な特産品等から1品
30，000円 以上	2品を自由に組み合わせ
45，000円 以上	3品を自由に組み合わせ
60，000円 以上	4品を自由に組み合わせ
～	寄附額が15，000円増える毎に追加で1品お選びいただけます。
150，000円以上	10品を自由に組み合わせ